

合併処理浄化槽の維持管理費補助について

1 補助制度	
ご質問・ご意見	ご回答
維持管理費用に対する補助を行う目的は何ですか。	第一に、公共下水道の使用者と合併処理浄化槽の使用者で、汚水処理の費用に差が生じており、この差を埋めるために補助を行うものです。第二に、合併処理浄化槽は公共下水道と同等の水質で汚水処理ができ、継続的かつ適切な維持管理により、地域の生活排水の環境をきれいにしていきたいという目的があります。
法人も維持管理費補助の対象ですか。	対象です。
単独処理浄化槽は維持管理費補助の対象ですか。	単独処理浄化槽は、トイレからの排水のみが浄化槽に接続されており、台所やお風呂の排水はそのまま側溝等に排水されます。合併処理浄化槽とは異なり、公共下水道と同等の水質とならないため、単独処理浄化槽は対象ではありません。
実際に支払った維持管理費用と下水道使用料との差額を補助してもらえますか。	人槽（槽の大きさ）ごとに定額の補助金を交付します。実際に各家庭により使用人数や使用水量は異なり、平均的な使用人数及び使用水量をもとに補助額を設定しています。
下水道使用料や、浄化槽の維持管理費用が値上がりした場合、補助額は変わりますか。	下水道使用料とあわせて、浄化槽の維持管理費用についても調査を行い、補助額を見直します。
維持管理費補助はいつまで実施されますか。	公共下水道の使用者と汚水処理費用に差が生じていれば、継続して実施する予定です。
法定検査の判定結果が「適正」であった場合、どのように補助金を申請すればいいですか。	令和8年度以降、法定検査の判定結果が「適正」であった補助対象地域の合併処理浄化槽の管理者のかたには、一括契約か個別契約かに関わらず、米子市から申請書類を郵送しますので、それを用いて申請してください。
個別契約の場合、提出する書類は何が必要ですか。	申請書及び請求書のほか、「法定検査結果書（過去3年分）の写し」をご提出ください。なお、法定検査結果書がない場合は、「保守点検記録表（年3回～4回）の写し」と「清掃記録表（年1回）の写し」を3年分ご提出ください。
個別契約の場合、直近3年間の保守点検・清掃が適正に実施されていることが要件とあります。令和7年度に合併処理浄化槽を設置した場合、3年経過しないと補助の対象になりませんか。	初回の法定検査（7条検査）受検後の法定検査（11条検査）の受検年度から補助の対象となります。仮に合併処理浄化槽を設置してから1年しか経過していない場合は、1年目の必要書類をご用意いただきます。

1 補助制度	
ご質問・ご意見	ご回答
令和8年4月以降に法定検査を受検したものが補助の対象ですか。令和6年度及び令和7年度の法定検査を受検したものについては、補助の対象にならないですか。	補助制度の開始は令和8年4月1日からであり、法定検査の受検年月日から3か月以内に申請していただく必要があります。このため、令和8年1月以降の受検分は補助の対象ですが、令和7年12月以前の受検分は対象になりません。
一括契約の場合、一度申請を行って補助金が交付されれば、5年間は再申請しなくても自動的に同じ口座に補助金が振り込まれますか。	一括契約のかたで、1年目の法定検査の判定結果が「適正」で補助金が交付された場合、2年目以降も「適正」であれば、最大5年間は補助金を自動的に口座に振り込みます。補助額が変更になった場合は、変更後の額を振り込みます。法定検査の判定結果が「適正」でない年があれば、その年は交付しません。
個別契約の場合、毎年申請をしなければなりませんか。	維持管理を適正に実施されているかを確認するため、毎年申請が必要となります。
糖尿病の治療薬を服用していることをどのように確認するのですか。また、それはどのような意図ですか。	糖尿病の治療薬は、浄化槽の水質に影響を及ぼすと伺っています。この場合、維持管理を適正に行っていても、法定検査の判定結果が「適正」とならないことが考えられ、「おおむね適正」又は「不適正」であったとしても補助金を交付する必要があると考えています。お薬手帳等により、糖尿病の治療薬の服用を確認させていただきます。
2 維持管理	
ご質問・ご意見	ご回答
浄化槽関係の書類を3年間保存しなければならないことを知らないかたが多いのではないですか。	浄化槽法で、保守点検及び清掃の実施記録は3年間、浄化槽管理者が保管することが定められています。保守点検業者は点検記録を、清掃業者は清掃記録をそれぞれ保管しているため、紛失された場合は業者にご相談ください。また、法定検査の結果についても、鳥取県保健事業団が保管しております。情報提供や再発行は可能と伺っておりますので、必要な場合は事業団にご相談ください。
法定検査の判定結果が「おおむね適正」又は「不適正」であった場合、浄化槽管理者はどのように対応したらいいですか。	原因としてよくあるのは、清掃回数の不足が挙げられます。1年に1回清掃をしていれば「適正」、2年以上清掃していなければ「不適正」、1年から2年の間に1回清掃をしている場合は「おおむね適正」というものです。その他、浄化槽本体の亀裂や故障が疑われる場合もあります。保守点検業者や修理業者にご相談ください。

2 維持管理	
ご質問・ご意見	ご回答
<p>実際の浄化槽の維持管理作業は業者に任せているので、法定検査の結果、基準以上の項目があっても浄化槽管理者が行うすべがありません。</p>	<p>清掃を1年に1回実施していないために、水質検査項目のBOD（生物化学的酸素要求量）の値が悪くなることがあると伺っています。まずは、清掃や保守点検を適正に行ない、通常の使用であれば、法定検査の判定結果は「適正」になるものと考えられます。日頃から保守点検業者に相談しながら、浄化槽が適正に稼働するよう努めてください。</p> <p>浄化槽を適正に維持管理していても法定検査の判定結果が「適正」とならない場合は、何らかの理由があると考えられます。そのときは、営業課までご相談や情報提供をお願いします。また、糖尿病の治療薬の服用があれば、営業課までご相談ください。</p>
3 一括契約	
ご質問・ご意見	ご回答
<p>一括契約の窓口はどこですか。</p>	<p>現在、一括契約を行なっているのは「米子市環境事業公社」一社ですが、公社が窓口となって、浄化槽管理者と契約を行ないます。契約は公社だけでなく、浄化槽の維持管理に携わる保守点検業者、清掃業者及び鳥取県保健事業団も一つの書面で契約をします。</p>
<p>一括契約と個別契約の違いは何ですか。</p>	<p>個別契約は、浄化槽管理者が保守点検、清掃及び法定検査を個別に業者に依頼し行う契約で、費用の支払いも個別に業者に行います。一方、一括契約は、米子市環境事業公社が窓口となり、保守点検、清掃及び法定検査の契約をまとめて行うものです。そのため、費用の支払い先は公社のみとなります。</p>
<p>一括契約をする場合、現在契約している保守点検業者を変更する必要がありますか。</p>	<p>現在契約している業者が一括契約に対応している場合は、業者を変更することなく継続することも可能です。保守点検業者のうち一括契約の対応が難しい業者がある場合は、米子市環境事業公社が調整されるため、公社にご相談ください。</p>
<p>一括契約をする場合、現在の個別契約をしている業者との契約は自動的に終了しますか。</p>	<p>一括契約をする場合は、個別契約を解除する必要があります。個別契約をしている業者に、今後は一括契約を希望する旨を伝えてもらう必要があります。</p>
<p>一括契約をすると、公社の料金表に記載の金額になりますか。それとも、契約する業者によって金額に違いがありますか。</p>	<p>一括契約の場合、公社の料金表に記載の額での契約となり定額です。一括契約する業者によって契約額の違いはありません。</p>
<p>説明会での配布資料には、一括契約だと金額が圧縮されると記載があります。一括契約にすると個別契約より安くなるのですか。</p>	<p>配布資料に記載しているのは、営業課で調査した個別契約の平均額との比較です。個別契約が一括契約の契約額よりも安い金額でされる場合もあり、その場合は圧縮されません。一括契約は強制ではありませんので、一括契約と個別契約のどちらを選択されても構いません。</p>

4 要望

ご質問・ご意見	ご回答
<p>高齢者にとっては、契約や申請手続きが簡単なほうがいいです。</p>	<p>法定検査の判定結果が「適正」であった補助対象地域の合併処理浄化槽の管理者のかたには、市からご自宅に補助金の申請書類を郵送します。申請手続きの簡素化のために一括契約を基本としており、申請書に一括契約書の写しを添付して市にご提出いただければ、2年目から5年目までは法定検査の判定結果が「適正」の場合、補助金を自動的にご指定の口座に振り込みます。但し、浄化槽管理者のかたが変更となることもあり得るため、その確認のために、5年後に申請書類を再度郵送することになっています。</p>
<p>3年分の記録書類をPDF化してインターネットでの申請は可能ですか。インターネットで申請できるようにしてほしい。</p>	<p>インターネットでの申請には、現在のところ対応していません。大変お手数ですが、申請は紙でのご提出をお願いします。インターネット申請の導入については、今後検討します。</p>
<p>浄化槽の修理やポンプの交換が必要な場合など、修理費用に補助金は交付されますか。</p>	<p>令和5年開催の住民説明会の際、浄化槽の支援策について様々なご要望をいただいた中で、準備ができたものから実施しています。その中でも、保守点検、清掃及び法定検査にかかる維持管理費用の補助が優先度が高いと判断したため、このたび実施するものです。修理費用に対する補助制度についても検討してほしいとのご要望を承っており、今後検討します。</p>
<p>浄化槽の耐用年数について、浄化槽内部の機械は7年から15年程度、浄化槽本体は30年程度と聞いています。下水道の管路や施設が壊れたら税金で修理を行うのに、合併処理浄化槽は個人負担であることに不公平さを感じます。浄化槽の機械や本体の修理・交換についても、補助を希望します。</p>	<p>既存の合併処理浄化槽の交換・更新について、浄化槽からの漏水等により周辺に明らかな悪影響が生じており、修理不可又は修理費用が高額となる場合に限り、補助を行っています。今後、老朽化した合併処理浄化槽が増加することから、現在の例外的な取扱いではなく補助制度として検討します。</p> <p>なお、下水道の修理や整備の財源ですが、下水道管路の整備や処理場の汚水処理費用は、基本的に下水道使用料で賄っています。但し、下水道施設は雨水の処理も行なっており、雨水処理の負担は下水道使用者に求めることができないため、この部分は税金で賄っています。</p>